

生涯保障

がん治療サポート保険 (無解約返戻金型)(2022)



- がん治療の長期化に備え、毎月の治療費を月額給付で一生涯保障!
- 🔼 1か月間の治療費に応じた給付金を保障する「診療報酬点数連動型」の保険です。
- 🛐 保障ニーズに合わせたタイプ(1型・2型)や支払限度額を選択することで、合理的な保障 を準備できます。また、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療も保障の対象です。
- 4 「がん(上皮内がんを含む) |と診断確定されたら、以後の保険料は払込免除! ※がん保険料払込免除特則適用の場合

商品のしくみ(1型の場合)

※2型の保障内容は裏面にてご確認ください。

主契 約

- がん治療サポート保険(無解約返戻金型)(2022) ◇抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療または放射線治療によるがん治療サポート給付金 (がん治療を受けた月の「診療報酬点数×3円」の金額)
 - ◇自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療によるがん治療サポート給付金 (がん治療を受けた月ごとに「1か月間の支払限度額×2」の金額)
 - ◇がん治療見舞金(がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5%相当額)
 - ※がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額 10万円・20万円・30万円から選択

がん保険料払込免除特則「適用」 または がん保険料払込免除特則「非適用」

特 約 がん診断一時金

がん先進医療・患者申出療養特約 ◇がん先進医療・患者申出療養給付金 ◇がん先進医療・患者申出療養見舞金

がん差額ベッド特約 ◇がん差額ベッド給付金

保険料払込期間:60・65・70・75・80歳払込満了/終身払/10年払込満了

「商品(主契約)の概要」

がんの治療を目的として、抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療、放射線治療を受けたときに、1か月間の治療費に 主な保障内容 応じた給付金と見舞金をお支払いする商品です。自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療を受けたときは、 「がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額×21の金額をお支払いします。 保険期間 この商品には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日まで

解約返戻金 の保険料が払い込まれている場合、がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額と同額の解約返戻金があります。

配当金 ありません。

お取り扱い(募集代理店によって異なります)

CONTRACTOR OF CO				
	がん治療サポート保険 (無解約返戻金型)(2022)	がん診断一時金特約	がん差額ベッド特約	
取扱金額	1か月間の支払限度額 10万円・20万円・30万円	0歳~59歳···20万円~500万円(10万円単位) 60歳~80歳···20万円~300万円(10万円単位)	入院1日当たりの支払限度額 1万円・3万円	
契約年齢	0歳~80歳			
保険期間	終身			
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)/終身払/10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)			
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払・年払)			
最低保険料	月払:1,100円、年払:11,000円(付加特約の保険料を含みます)			



■ご留意事項

• 主契約の各種給付金は、下記支払事由に該当した場合にお支払いします。

		支払事由	支払金額
1 型	がん治療 サポート 給付金	がんの治療を目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき ①抗がん剤 (ホルモン剤を含む) 治療 ②放射線治療 ③自由診療抗がん剤 (ホルモン剤を含む) 治療	①②がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数×3円」の金額 ③ がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに「1か月間の支払限度額×2」の金額
	がん治療 見舞金	がん治療サポート給付金が支払われる治療を受け たとき	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5% 相当額
2 型	がん治療 サポート 給付金	(1)以下のいずれかに該当したとき ①がんの治療を目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき ア. 抗がん剤 (ホルモン剤を含む) 治療 イ. 放射線治療 ウ. 手術 エ. 入院 ②がんのがん性疼痛緩和を目的として、以下のいずれかのがん緩和ケアを受けたとき ア. 疼痛緩和薬の薬剤料または処方せん料が 算定される1日以上の入院または通院 イ. 「緩和ケア病棟入院料」、「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定される1日以上の入院 (2)がんの治療を目的として、自由診療抗がん剤 (ホルモン剤を含む) 治療を受けたとき	(1)がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日、またはがん治療サポート給付金が支払われるがん緩和ケアを受けた日の属する月ごとに、次の金額の合計額①がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数×3円」の金額②がん治療サポート給付金が支払われるがん緩和ケアを受けた日の属する月の療養にかかる「診療報酬点数×3円」の金額 (2)がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに「1か月間の支払限度額×2」の金額
	がん治療見舞金	がん治療サポート給付金が支払われる治療または がん緩和ケアを受けたとき	がん治療サポート給付金の1か月間の支払限度額の5% 相当額

- がん(上皮内がんを含む)を原因とする保障の責任開始期は、主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。
- 抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療または放射線治療によるがん治療サポート給付金の1か月間のお支払いは、1か月間の支払 限度額を上限とし、通算4,000万円までを限度とします。ただし、自由診療抗がん剤(ホルモン剤を含む)治療は通算24回を限度 とします。
- がん治療見舞金のお支払いは、がん治療サポート給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに1回となります。

この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。給付金等のお支払いには所定の要件があります。 保険商品の詳細は、「商品パンフレット」「契約概要/注意喚起情報」「ご契約のしおり一約款」をご確認ください。

募集代理店

引受保険会社

なないろ生命保険株式会社

本社/〒160-8516 東京都新宿区四谷1-6-1

ホームページアドレス/https://www.nanairolife.co.jp/

00,0120-08-7716(通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用ダイヤル〉

コミュニケーターに直接つながり、ゆっくり丁寧に応対します。

0120-38-7716 (通話料無料)

受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00

土曜日 9:00~12:00、13:00~17:00

(ただし、祝日、年末年始を除く)